

知っておきたい最新著作権判決例（その5） ヤフー地図事件

令和5年度著作権委員会第3部会 中川 勝吾

要 約

令和5年度著作権委員会第3部会においてピックアップ及び議論した判決の1つである。本件は、原告（控訴人）が、被告（被控訴人）に対し、被告（被控訴人）による被告地図の作成及びインターネット上での地図閲覧サービスにおける提供によって、原告（控訴人）が作成した原告地図に係る原告の著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）が侵害されたと主張したところ、原審及び控訴審ともに、著作権及び著作者人格権の侵害が否定された事案である。

ヤフー地図事件

原審 東京地裁令和3年（ワ）第17636号
控訴審 知財高裁令和5年（ネ）第10059号

目次

1. 原審の概要
2. 控訴審
 2. 1 事件の概要
 2. 2 対象となる地図
 2. 3 争点
 2. 4 控訴人の主張
 2. 5 被控訴人の主張
 2. 6 裁判所の判断
3. 考察
4. おわりに

1. 原審の概要

原告は、文芸批評の著述業を営み、地図の作成方法や表現方法等を研究開発する個人発明家であり、被告は、Zホールディングス株式会社（以下「Zホールディングス」という。）及び株式会社アルプス社（以下「アルプス社」という。）を承継し、検索連動型広告やディスプレイ広告等の広告関連サービス等を業とする会社である。原告は被告に対して、被告による被告地図1（以下「Yahoo!地図」という。）の作成及びインターネット上での地図閲覧サービスにおける提供によって、原告が平成8年頃に作成した沖縄県糸満市周辺の地図（以下「原告地図1」という。）並びに原告地図1に基づき作成して特許出願（特願平8-271986号）の願書に添付した図2、図3及び図5の各図面（以下、これらを総称して「原告地図2」という。）に係る原告の著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）が侵害され、さらに、被告地図2（以下「プロアトラスSV」という。）の作成及び販売並びに上記地図閲覧サービスにおけるプロアトラスSVの提供によって、原告地図1及び原告地図2に係る原告の著作権（複製権、翻案権、譲渡権及び公衆送信権）及び著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）が

侵害されたと主張して、損害金の支払を求めた。

原審は、原告地図1と原告地図2をYahoo!地図とプロアトラスSVと対比し、創作的表現において同一性を有するものと認めることはできないとして、著作権及び著作者人格権の侵害を否定し、原告の請求を棄却した。

2. 控訴審

2. 1 事件の概要

控訴人（原告）が、その著作に係る地図の著作物である控訴人各地図に関し、下表のとおり、被控訴人（被告）の前身である被疑侵害者による下記著作権及び著作者人格権の侵害があったと主張して、その承継人である被控訴人に対し、損害賠償等を求めた。本控訴審では、原判決中の「プロアトラスSV」は「プロアトラス地図」と、同じく「Yahoo!地図」は「ヤフー地図」とそれぞれ読み替えられている。

被疑侵害著作物	ヤフー地図	プロアトラス地図
被疑侵害者	Zホールディングス及び旧ヤフー	アルプス社、Zホールディングス及び旧ヤフー
著作権	公衆送信権	複製権、翻案権、譲渡権、公衆送信権
著作者人格権	同一性保持権、氏名表示権	同一性保持権、氏名表示権
主請求額	1億円（一部請求）	1000万円（一部請求）
附帯請求起算日	訴状送達日翌日(r3.7.27)	不法行為後の日(h25.10.1)
附帯請求利率	民法所定	平成29年法律第44号による改正前の民法所定

2. 2 対象となる地図

(1) 控訴人地図1とそれに対応するプロアトラス地図及びヤフー地図

控訴人地図1は、沖縄県糸満市及びその周辺の地域を48の区域に分けて作成されており、そのうち同市字潮平及び字阿波根周辺の地図は「控訴人地図1・A」、同市字照屋周辺の地図は「控訴人地図1・B」、同市字兼城周辺の地図は「控訴人地図1・C」である。

これらの控訴人各地図にそれぞれ対応する被控訴人各地図は、プロアトラス地図については「プロアトラス地図・A」、「プロアトラス地図・B」、「プロアトラス地図・C」であり、ヤフー地図については「ヤフー地図・A」、「ヤフー地図・B」、「ヤフー地図・C」である。

(2) 控訴人地図2とそれに対応するプロアトラス地図及びヤフー地図

控訴人地図2は、「控訴人地図2・D」及び「控訴人地図2・E」である。控訴人地図2（図5）は、控訴人地図2（図2）とほとんど同じ地図に縦3本の区分線を加えたものであり、控訴人地図2（図3）は控訴人地図（図2）の一部である。

控訴人地図2（図2）に対応するヤフー地図は「ヤフー地図・D」である。プロアトラス地図には、控訴人地図2に表現された地域の地図はない。

本稿では、紙幅の関係から、「控訴人地図1・A」、「プロアトラス地図・A」、「ヤフー地図・A」のみを示し、これらの地図について本控訴審を紹介する。



控訴人地図 1・A



プロアトラス地図・A



ヤフー地図・A

2. 3 争点

争点は、原審と同様であり、次の通りである。

(1) 控訴人地図1について

控訴人地図1に関する著作権侵害の成否（争点1-1）

控訴人地図1に関する著作者人格権侵害の成否（争点1-2）

(2) 控訴人地図2について

控訴人地図2に関する著作権侵害の成否（争点2-1）

控訴人地図2に関する著作者人格権侵害の成否（争点2-2）

(3) 被控訴人及びアルプス社の故意又は過失の有無（争点3）

(4) 損害額（争点4）

(5) 不当利得額（争点5）

(6) 消滅時効（争点6）

著作権侵害又は著作者人格権侵害に関する争点は、争点1-1（控訴人地図1に関する著作権侵害の成否）、争点1-2（控訴人地図1に関する著作者人格権侵害の成否）、争点2-1（控訴人地図2に関する著作権侵害の成否）、争点2-2（控訴人地図2に関する著作者人格権侵害の成否）であるが、本稿では、争点1-1（控訴人地図1に関する著作権侵害の成否）を中心に以下に紹介する。

2. 4 控訴人の主張

(1) 総論

控訴人は、総論として「地図の著作物は、素材の取捨選択やその配置及び表現方法を総合したところに創作性が認められるのであるから、複製又は翻案の有無を検討するに当たっては、これらを総合した控訴人各地図の表現上の本質的特徴について、被控訴人各地図から直接感得できるか否かを検討すべきである（2段階テスト）。また、複製又は翻案の有無を検討するに当たり、控訴人各地図と被控訴人各地図の各共通部分を抽出し、これらが創作的な表現であるか否かを判断する方法（濾過テスト）によるとしても、個々の共通部分の分析にとどまらず、共通部分を組み合わせた全体が創作的な表現であるか否かを検討すべきであるし、個々の記載が具体的に一致している箇所のみを共通部分としたり、対象とするエリアが異なれば表現が共通しないとすることは、表現の範囲を不当に狭く解するものである。」と述べた上で、次に示すように控訴人地図1の表現上の本質的特徴を主張している。

なお、控訴人は、「2段階テストの方法で、控訴人地図1の表現上の本質的特徴が被控訴人各地図において感得できることを示すが、濾過テストの方法によっても、同じ結論が導かれる。」とも述べている。

(2) 控訴人地図1の表現上の本質的特徴

控訴人は、従来の住宅地図について、「控訴人地図1の創作時において、住宅地図は居住人氏名は必須と考えられていたこと」、「縮尺を圧縮した広域の地図は、自動車での移動等のため広域の道路情報や地理情報を知ることが目的としたもので、個々の建物ポリゴンを記載する必要がなく、記載するとしても建物番地を記載する必要はなかったこと」、「場所を示す点（「・」）の右側に建物名称を記載することはありふれたものではなく、敷地内や建物ポリゴン内に収まるよう記載することが一般的であり、点に続けて記載するとしても、他の情報と重ならないよう上下左右に記載する方法が混在しているのが一般的であったこと」、「建物番地の配置・表現方法についても、従来の住宅地図では、建物番地を建物ポリゴンの隅に小さく表示する、収まりきらない場合はポリゴン内で折り返す、文字の方向はポリゴンの辺に合わせるという方法が一般的であったこと」などと述べた上で、控訴人地図1の表現上の本質的特徴①～⑦を主張している。

控訴人が主張する控訴人地図1の表現上の本質的特徴①～⑦

- ①住宅地図において、素材として、「道路・河川」、「検索の目安となる公共施設や著名ビル等の個別建物形」、「一般住宅及び建物の個別建物形」、「検索の目安となる公共施設や著名ビル等の名称」、及び「建物番地」を記載することを選択し、住宅地図の一般的な素材である、一般住宅及び建物に関する「居住人氏名」や「建物名称」、「地類界」（宅地の境等）、「等高線」その他地理に関する素材を記載しないことを選択し、
- ②「道路・河川」は、盛土（土堤）やコンクリート被覆等を記載せず、シンプルに、道路の形状をその両外延を示す線で表現するとともに、河川をその両外延を示す線で表現し、かつ、内部を水色で着色し、
- ③「検索の目安となる公共施設や著名ビル等」及び「一般住宅及び建物」の個別建物形は、建物のポリゴンの集約を行うことなく、個別の建物の形を影なしの建物のポリゴンで表示し、
- ④「検索の目安となる公共施設や著名ビル等の名称」は、原則として、その場所を示す点（「・」）の右側に続けて、必ずしも建物のポリゴンの内部に収まらずに、紙面・画面の水平方向に沿って横書きで折り返すことなく、一定の大きさのフォントで記載し、
- ⑤「建物番地」は、原則として、建物のポリゴンのほぼ中央に、紙面・画面の水平方向に沿って横書きで折り返すことなく、必ずしも建物のポリゴンの内側に収まらずに、アラビア数字で一定の大きさのフォントで記載し、
- ⑥「縮尺」は適宜圧縮して、広い鳥瞰性を備え、
- ⑦配色は、ポリゴンとその背景を異なる色とする。

控訴人は、「控訴人地図1は、素材の取捨選択において、検索性と鳥瞰性の両立に必要な情報に絞った結果、「検索の目安となる公共施設や著名ビル等の名称」と「建物番地」は、縮尺を圧縮し、建物のポリゴンの内部に収まらなくとも大きなフォントで横一列に表示され、目的とする番地を探し出す際の視野を妨げるものもなく、迅速な検索が可能になること」、「従来の常識にとらわれない素材の取捨選択を行い、目的の建物・住宅等を検索するのに十分な情報を、より広域の地域について表示できるようしたものであること」、「従来の常識にとらわれない素材の配置・表現方法により、建物名称及び建物番地の視認性を向上させ、特異な「見やすさ」（検索性と鳥瞰性の両立）を備えた地図を創作したものであること」などの理由から控訴人地図1は創作性を有する旨を主張した。

その上で、控訴人は、「プロアトラス地図は、控訴人地図1との共通要素を有し、控訴人地図1の本質的特徴を全て含んでいるため、控訴人地図1の表現上の本質的特徴を直接感得できるものというべきである」、「ヤフー地図は、控訴人地図1との共通要素を有し、控訴人地図1の本質的特徴①～⑦の全て含んでおり、控訴人地図1の表現上の本質的特徴を直接感得できるものというべきである」と主張した。

2. 5 被控訴人の主張

(1) 総論

被控訴人は、総論として、「控訴人の主張によっても、理論上は2段階テストと濾過テストは同じ結論となるというのであるから、濾過テストに基づき判断すれば足りる。また、地図の著作物性ないし表現上の本質的特徴の判断においては、地図に表現された全ての要素を総合したところの表現上の創作性の有無を問題とすべきであり、侵害の成否もこれを前提として全体的に判断すべきである。地図の特徴の一部や、具体的表現の前提にすぎない抽象的な記載方針をもって創作的表現とすることは、実用的な用途を実現するためのアイデアの独占を認めることになるが、このようなアイデアは特許権、実用新案権等により保護されるべきものであり、著作権法による保護は与えられない。また、控訴人は、控訴人各地図が対象とした地域とは異なる地域の地図にまで著作権が及ぶ旨主張するが、かかる主張はアイデアの独占権を主張するものにほかならない。」と述べた上で、プロアトラス地図及びヤフー地図と控訴人地図1との相違点を述べた上で、プロアトラス地図及びヤフー地図から、控訴人地図1の表現上

の本質的特徴を直接感得することはできない旨を主張した。

（2） プロアトラス地図と控訴人地図1との相違点について

被控訴人は、プロアトラス地図は、素材の選択、その配置及び表現方法について、控訴人地図1にはない多くの特徴（相違点）があり、プロアトラス地図が控訴人地図1の表現上の本質的特徴を欠いていることは明らかであると主張している。

ここで相違点とは、①「交差点名」を選択していること、②ガソリンスタンドであれば「G」、飲食店であれば「R」、学校であれば「文に○の記号」など、建物の種類を示すマークが記載されていること、③緑地部分が緑色、公共性の高い建物は濃い灰色、商業施設等はオレンジ色、その他の建物及び住宅は薄い灰色に塗り分けられ、道路が種類によって3色に塗り分けられていること、④「一般住宅及び建物」の名称（「シャトレ喜鶴」「あけぼの」等）が記載されていること、⑤建物の場所を示す「・」の位置、その右側に続く建物の名称の具体的な記載態様が異なっていること、⑥プロアトラス地図では、公共施設等の名称が付されている建物のほか多くの建物において、番地の記載を省略していること、⑦控訴人地図1とプロアトラス地図の配色は全く異なっていること、⑧控訴人地図1とプロアトラス地図の縮尺は数値が異なっていること、などである。

（3） ヤフー地図と控訴人地図1との相違点について

被控訴人は、ヤフー地図についても、プロアトラス地図に関して上述したところと同様であり、控訴人地図1とは素材の選択やその配置及び表現における多くの相違点があり、控訴人主張の本質的特徴を欠いていると主張した。

2. 6 裁判所の判断

裁判所は、被控訴人各地図は控訴人各地図を複製、翻案したものとはいえず、控訴人主張の著作権及び著作者人格権の侵害は認められないと判断した。

（1） 総論

① 地図の著作物の複製・翻案の判断枠組みについて

「地図の実用的な用途を踏まえると、地図の利用者が地図に求める情報は常識的に自ずと一定の範囲に定まると考えられる上、地理情報としての客観性を保ちつつ、その内容を一見して認識可能な態様で示す必要から来る表現上の内在的制約も想定されるところである。その結果、地理情報の取捨選択にせよ、その配置等の具体的な表現方法にしても、選択の幅は狭く、創作的表現の余地は大きくないものと解される。こうした点を踏まえると、地理情報の取捨選択、その配置等の具体的な表現に係る特徴が、上記のような常識的な選択の幅の範囲内にとどまり、従来の地図に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えるに至らない場合には、そのような個別の特徴の部分的な一致のみから直ちに創作的表現の同一性を導いて広く独占を認めてしまうような判断は適切でなく、相違点も含めた総体としての全体的な考察により、その表現上の本質的部分の特徴を直接感得できるかどうかを検討する必要がある。」と述べた上で、複製又は翻案の有無の判断手法（検討手順）について次のように述べている。

② 判断手法（検討手順）について

「控訴人と被控訴人は、複製又は翻案の有無を検討する手法としての2段階テストと濾過テストの採否についてそれぞれの立場で主張しているが、要は、創作性のある表現部分について同一性があるといえるかどうかの判断がされれば足りるのであって、その判断に至る過程で、最初に両著作物の共通部分の抽出を行うか、創作性の認められる表現上の特徴にまず着目するかという検討手順に関しては、合理的・効率的な判断に資するための合目的な観点から、事案に応じて適切に使い分ければ足りる。」としている。

（2） 結論

裁判所は、控訴人地図1の表現上の本質的特徴①～⑦について、控訴人が主張する特徴を備えていると認めた上

で、控訴人地図1の本質的特徴は、それぞれを個別に取り上げれば、地理情報の取捨選択、その配置等の具体的な表現につき、地図の制約の下での狭い幅での選択が示されているにとどまるものであり、従来の地図に比して顕著な特徴を有するといった独創性が含まれているとまでは認められないが、控訴人地図1は本質的特徴①～⑦を備える総体として表現上の創作性を認めることはできると判断した。

そして、裁判所は、「表現上の本質的部分の特徴を被控訴人各地図から直接感得できるかどうか、これを断片的、部分的に捉えるのではなく、相違点も含めた総体としての全体的な考察により検討する必要があるというべきである。」として、控訴人地図1とプロアトラス地図とを比較検討して「地理情報の取捨選択、その配置等の具体的な表現方法における共通点は、断片的・部分的なものにとどまり、控訴人の主張する本質的特徴とされる点の多くは重要な点で一致しておらず、かえって、地図情報を表現する際の創作性に強い影響を及ぼす要素につき有意な相違点が多数認められるのであって、これらを全体的にみた場合、控訴人地図1の表現上の本質的部分の特徴がプロアトラス地図から直接感得できるとは、到底認められないというべきである。」として、プロアトラス地図に関する著作権侵害の成否（争点1-1）については、控訴人の著作権の侵害は認められないと判断した。ヤフー地図に関する著作権侵害の成否（争点1-1）についても同様に、「控訴人地図1の表現上の本質的部分の特徴を直接感得できるとは認められない」として、控訴人の著作権の侵害は認められないと判断した。

控訴人地図1に関する著作者人格権侵害の成否（争点1-2）については、「被控訴人各地図は、いずれも控訴人地図1の表現上の本質的特徴を感得させるものではない」として、控訴人地図1に係る著作者人格権（同一性保持権・氏名表示権）を侵害したと認めることはできないと判断した。

控訴人地図2に関する著作権及び著作者人格権侵害の成否（争点2-1、争点2-2）についても、「被控訴人各地図は、いずれも控訴人地図2を複製又は翻案したものとは認められない」、「被控訴人各地図は、いずれも控訴人地図2の表現上の本質的特徴を感得させるものではない」として、控訴人の著作権及び著作者人格権の侵害は認められないと判断した。

3. 考察

3.1 地図の著作物性

地図は、著作権法第10条第1項第6号に著作物として例示されている。地図とは、地球上事象を一定の割合で縮小し、記号や文字などを用いて平面上に表現した図面である。地図が著作物として保護されるには、その表現に創作性が必要となるが、地図は、地理情報を正確かつ明確に伝達することを目的としているから、表現の幅はおのずと制約される⁽¹⁾。

本控訴審において裁判所は、「地図の著作物としての創作性は、地理情報の取捨選択、その配置等の具体的な表現方法に求められると解される。」とした上で、「地図の実用的な用途を踏まえると、地理情報の取捨選択にせよ、その配置等の具体的な表現方法にしても、選択の幅は狭く、創作的表現の余地は大きくないものと解される。」として、「個別の特徴の部分的な一致のみから直ちに創作的表現の同一性を導いて広く独占を認めてしまうような判断は適切でなく、相違点も含めた総体としての全体的な考察により、その表現上の本質的部分の特徴を直接感得できるかどうかを検討する必要がある。」と指摘している。これは、「一般に、地図は、(略) 個性的表現の余地が少く、文学、音楽、造形美術上の著作に比して、著作権による保護を受ける範囲が狭いのが通例ではある(略) 素材の選択、配列及び表現方法を総合したところに、地図の著作物性を認めることができる。」とした「富山住宅地図事件」(富山地裁昭和53年9月22日判決)や、「一般に、地図は、(略) 個性的表現の余地が少なく、文学、音楽、造形美術上の著作に比して創作性を認める余地が少ないのが通例である。(略) 地図の著作物性は、右記載すべき情報の取捨選択及びその表示の方法を総合して、判断すべきものである。」とした「ふいーどわーく多摩事件」(東京地裁平成13年1月23日判決)と同じ枠組みである。

地図は、文学や音楽の著作物と異なり創作的表現の余地が狭くなるため、創作性が否定されることが考えられ、地図の著作物性が認められてもその保護範囲は狭く解される可能性があることに留意が必要である。

地図の著作物性が認められた裁判例としては、「名古屋市全住宅地図帳事件」(名古屋高裁昭和35年8月17日判

決)、「空港案内図事件」(東京地裁平成17年5月12日判決)、「明治図事件」(東京地裁平成26年12月18日判決)、「ゼンリン住宅地図事件」(東京地裁令和4年5月27日判決)などがある。

3. 2 2段階テストと濾過テスト

2段階テストとは、「最初に、原告の著作物のみに着目して創作性を判断し、次に被告の著作物を観察して、原告の創作的な表現と認められる部分が再生されているか否かということを検討するという二段階の作業を行う手法」⁽²⁾であり、濾過テストとは、「最初に、被告の利用している著作物をも睨んだうえで、原被告双方に共通している要素を取り出し、そこが創作的な表現と認められるのかということを吟味する手法」⁽²⁾である。

裁判所は、複製又は翻案の有無を検討する手法としての2段階テストと濾過テストについて、「要は、創作性のある表現部分について同一性があるといえるかどうかの判断がされれば足りるのであって、その判断に至る過程で、最初に両著作物の共通部分の抽出を行うか、創作性の認められる表現上の特徴にまず着目するかという検討手順に関しては、合理的・効率的な判断に資するための合目的な観点から、事案に応じて適切に使い分ければ足りる。」とした上で、「本件では、控訴人の主張する手法(控訴人のいう2段階テスト)に沿って(部分的に濾過テストの手法を併用する。)、以下、検討することとする。」と述べて、複製又は翻案の有無を検討している。

田村ら(2020)⁽²⁾は、「理論的には、創作的表現の共通性をもって侵害の成否を判断する限り、二段階テストでも濾過テストでも、著作権侵害の要件に本来、変わるところはない。」としながらも、「創作的な表現と認めたところとは無関係なところが共通しているに過ぎないにも拘わらず類似性を肯定してしまうという、かつてまま見掛られた過ちを防ぐという点では、むしろ濾過テストの方に分がある。」としている。

裁判所は、控訴人地図1が表現上の本質的特徴を備えていると認め、次に、控訴人地図1とプロアトラス地図及びヤフー地図を比較検討した結果、控訴人地図1とプロアトラス地図及びヤフー地図との地理情報の取捨選択、その配置等の具体的な表現方法における共通点は、断片的・部分的なものにとどまり、プロアトラス地図及びヤフー地図から控訴人地図1の表現上の本質的部分の特徴を直接感得できるとは認められないと判断した。この判断は、2段階テストにより判断がなされたと考えられる。なお、裁判所は、控訴人地図1が主張する本質的特徴①～⑦のうち、本質的特徴①については、濾過テストを用いて、被控訴人各地図と共通するとは認められないと判断している。

4. おわりに

本件は、「富山住宅地図事件」(富山地裁昭和53年9月22日判決)や「ふいーるどわーく多摩事件」(東京地裁平成13年1月23日判決)の枠組みと同様に、地図の著作物性を記載された情報の取捨選択と表示方法を総合して判断していることから、この枠組みは定着していると思われる⁽³⁾⁽⁴⁾。

2段階テストと濾過テストについては、理論的には著作権侵害の判断において結論は変わらないと考えられるが、裁判所が「合理的・効率的な判断に資するための合目的な観点から、事案に応じて適切に使い分ければ足りる。」と付言していることから、著作物の種類やその特徴に応じて使い分けを考慮すべき場面が生じるとも考えられる。

(注)

(1)小泉直樹ほか『条解 著作権法』221頁(弘文堂, 2023)。

(2)田村善之ほか『プラクティス知的財産法Ⅱ 著作権法』32頁(信山社, 2020)。

(3)谷有恒『著作権判例百選 [第6版]』22頁～23頁(有斐閣, 2019)。

(4)小泉直樹『ジュリスト No.1589』8頁～9頁(有斐閣, 2023)。

(原稿受領 2024.8.30)